

# 個人事業主が家族を雇用する際の手続き3ステップ

青色申告

白色申告

## ステップ① 事業先住者の条件を満たすかチェック

- 個人事業主と生計を一にする配偶者その他の親族であること
- その年の12月31日現在で年齢が15歳以上であること
- 半年以上、事業に専ら従事していること

白色申告の個人事業主の方は  
『ステップ①』まで

## ステップ② 職務内容や給与を決める

- 職務の内容
- 給与の金額
- 支給期

## ステップ③ 税務署に必要な書類を提出する

提出書類：「青色事業専従者給与に関する届出書」

### ■提出期限■

家族を青色事業専従者とした日が

1月16日以前の場合  
その年の3月15日まで

1月16日以後の場合  
雇用から2か月以内

手数料不要、持参・郵送のどちらにも対応